

5. 審査・検査関係

番号	取扱い
5 - 1	制限建築物調書及び防火・排煙区画の免除願いの提出部数について

提出部数は下記の通りとする。

- ・ 制限建築物調書
提出部数 3部（正本2部・副本1部）
- ・ 防火・排煙区画免除願い
提出部数 4部（正本2部・副本1部・消防用1部）

関係
法令等

法第35条、法第36条、令第112条1項、前橋市建築基準法等施行規則第4条